

中東知的財産ニュースレター Vol.24

サウジアラビア — 欧州特許庁との提携

サウジアラビア特許庁が設置されているキングアブドゥルアジズ科学技術都市 (KACST) は、欧州特許庁と覚書を締結した。この覚書のねらいは、特許制度の強化と相互協力の拡大であり、特許手続き、サーチ、審査、自動化の分野における共同事業の他、特許データおよびデータベースの使用と交換も見越している。

この覚書は、サウジアラビアが知的財産制度の開発および確立に取り組んでいる表れであり、同国の経済発展に関し、知的財産が戦略的に重要であると認識していることを示している。

バーレーン — 特許の電子出願

バーレーン特許庁は、電子フォームによる特許出願の受理および処理を開始することを最近発表した。

e-ポータルは、電子出願フォームと共に、委任状、発明者からの譲渡証書、アラビア語の翻訳など、必要な書類をソフトコピーで提出することを認めている。

アラビア湾岸諸国で、特許の電子出願をすでに導入しているその他の地域は、サウジアラビア、湾岸協力会議、アラブ首長国連邦、最近ではカタールである。

UAE — サーチをオンラインへ移行

アラブ首長国連邦商標局は、この地域の最近のトレンドであるペーパーレスへの移行に鑑み、2018年4月21日以降、公式なサーチをオンラインで実施すると発表した。このニュースは、2017年11月以降、証明書を電子発行するという商標局の最近の動きに続くものである。

このようなe-サービスは、商標局が提供するサービスの中でも、出願書類を対面で提出するよう求めるこれまでの手続きに代わるものである。したがって、より円滑な商標登録手続きが容易に実施されるよう、新しい運用に期待する。

イラク — ラテン文字で出願可

イラク商標局は、アラビア語の音訳を提出する必要はなく、ラテン文字での商標出願を可能とすることを発表した。この改定により、商標はラテン文字版と共にアラビア語で出願しなければならないという登録要件が廃止される。これまでは、この登録要件により、アラビア語で別途出願しなくても、登録商標の音訳を保護するよう規定されていた。

商標局で新しい手続きが実施されると、商標の音訳をアラビア語で登録することが望ましくなる。しかし、アラビア語への音訳にはいくつかの課題がある。VやPといった文字など、いくつかの特定の文字には相当するアラビア文字がない。一般的な慣行は、次善の選択肢（Vに対してF、Pに対してB）で文字を代用するか、アラビア語に最も似通っており、アラビア語を話す人々に広く理解されている、ペルシャ語のアルファベットから文字を借用するかのいずれかである。そうした困難さがあるため、消費者に対して商品やサービスの出所に関する明確な表示を保証し、最終的にイラクにおけるブランドエクイティを構築できるようにするには、アラビア文字版の正しい商標を登録することが必須である。

商標をアラビア語に音訳して登録するもう一つの利点は、似通っていて紛らわしいアラビア語の音訳の登録を利用したり、登録を試みたりする第三者に対し、登録商標権のエンフォースメントを行う場合に発生する問題を軽減できる点である。同じ言語（この場合アラビア語）の商標のエンフォースメントを行う方がより容易であることは、注目に値する。

イエメン — 商標登録に関する新しい規則

イエメン商標局は、商標登録手続きに関する新しい規則を発表した。この規則は、2018年の第20号閣僚決定により公表され、2018年3月18日に発効したもので、以下を規定している。

1. 係属中の出願のすべての登録手続きは、出願日から12カ月以内に完了しなければならない。完了しなかった場合、本出願は取り消される。
2. 条件付きで受理された出願のすべての登録手続きは、登録機関の決定日から12カ月以内に完了しなければならない。完了しなかった場合、本出願は取り消される。
3. 公告料は、公告が受理された日から60日以内に支払わなければならない。支払わない場合、本出願は取り消される。

レバノン — 輸入食品に対する新しい規制

農務省、経済貿易省の関連機関により規定された新しい規制により、2018年5月1日より、各種情報のうち、輸入者の名称と住所を輸入食品の包装に明記することが必須とされた。

必要な情報は、2018年の第1号公共決定に列挙された要件のとおり、アラビア語、英語、フランス語のいずれかで記述しなければならない。言うまでもなく、この措置は、輸入された商品が模倣品ではないことを保証するための重要なステップとなる。

オマーン — ニース分類第11版の採用

オマーンにおいて、これまでのニース分類第10版に代わり、2018年2月にニース分類の第11版が発効した。

第11版の採用は、オマーンにおいてすでに出願および登録された商標には影響しない。次の更新の際には、手続きの変更に影響を受ける商品および類は、商標局により適切に再分類されなければならない。

背景として、第11版の修正には、15の類見出しと7つの類に対する注釈が含まれている。さらに、商品およびサービスのリストには、334の用語が新たに追加された。第11版の主な改定には、以下が含まれる。

- 今回の改定に影響を受ける類見出しは、番号3、6、10、14、16、17、18、20、21、22、24、26、28、31、45である。
- すべての給仕用具は、第8類ではなく第21類に分類される。
- 携帯電話のSIMロック解除を第42類に追加する。
- 犬の散歩、着物の着付け、宗教儀式の実施を第45類に追加する。
- まつげ用ブラシ、ペディキュア用の発泡材でできた足指セパレーターを第21類に追加する。
- 化粧用薬草エキスを第3類に追加する。
- 医療用の薬草エキスと物理療法の薬剤を第5類に追加する。
- 体組成計を第10類に追加する。
- 新たな商品を数点、第29類および第30類に追加する。グアカモーレ、オニオンリング、ファラフェル、ビビンバ、デュルセ・デ・レチェ、アーモンド、ピーナッツ、ココナッツミルク、ナッツおよびチョコレートの主原料としたスプレッドなど。エスカモーレス（加工済み食用蟻の幼虫）、食用昆虫類も、第29類および第31類にすでに追加されている。

シリア — 第5巡回裁判区が知的財産の問題に対応

シリアにおいて、第1審を行う第5民事裁判所（第5巡回裁判区）は、このほど、通常はビジネス上の係争を取り扱う第1巡回裁判区に代わり、知的財産に関連する問題をすべて取り扱う予定であることを発表した。

第5巡回裁判区は、知的財産の係争に関連する審問をダマスカスのみで実施する予定である。係属中の訴訟は、第1巡回裁判区から第5巡回裁判区に移管されるため、遅延する可能性がある。

今回の更新により、シリアにおける係争の解決が効果的かつ効率的になるよう期待する。

アフガニスタン — マドリッド協定議定書の承認

アフガニスタンは2018年3月26日、マドリッド協定議定書に参加する101番目のメンバー国となった。2018年6月26日の発効を予定している。

マドリッド協定議定書に関与する中東・北アフリカ地域のその他の参加国は、アルジェリア、バーレーン、キプロス、エジプト、イラン、モロッコ、オマーン、スーダン、シリア、チュニジア、トルコである。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 24

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年5月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。